

広島県告示第784号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成24年10月9日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	大阪府大阪市北区梅田三丁目4番5号 株式会社ダイセル 代表取締役社長 札場 操
工場又は事業場の所在地及び名称	大竹市東栄二丁目1番4号 株式会社ダイセル大竹工場

2 申請の内容

33 ニ 合成樹脂製造業の用に供する静置分離器 1基を新設し、第六排水処理施設凝集沈殿処理設備の使用の方法を変更する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

種 類	33 ニ 合成樹脂製造業の用に供する静置分離器 1基 (フィルタートウ製造施設 OFT-2 (S-555廃液デカンター))	
能 力 (1 日 当 たり)	排水量 410m ³	
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後30日
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後1日
使	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)	24時間連続 (なし)

用 の 方 法	項 目		通 常	最 大
	排出される汚水の状態	水素イオン濃度 (単位:水素指数)		10~12
(単位:mg/L)		化学的酸素要求量	700	730
		浮遊物質量	1	1
		窒素含有量	0.1	1.0
		燐含有量	0.1	1.0
		ノルマルヘキサン抽出物質含有量	20	30
排出される汚水等の1日当たりの量 (単位:m ³)			410	410
汚水等の排出先			第二排水口	

(2) 汚水等の処理の方法

		変 更 前				変 更 後				
種 類		第六排水処理施設 凝集沈殿処理設備								
能 力 (汚 水 処 理)		2,022m ³ /日				2,300m ³ /日				
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	既設				許可後直ちに				
	工 事 完 成 予 定 年 月 日					着手後直ちに				
	使 用 開 始 予 定 年 月 日					完成後直ちに				
使 用 の 方 法	汚水等の汚染状況 処理前処理後の	項 目	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
			通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
		化学的酸素要求量	72	72	70	70	73.9	78.2	73.9	78.2
		窒素含有量	1.0	1.0	0.1	0.1	5.1	10.4	5.1	10.4
	燐含有量	0.1	0.1	0.1	0.1	0.4	2.2	0.4	2.2	
排出される汚水等の1日当たりの量 (単位:m ³)		1,420.4	2,022.0	1,420.4	2,022.0	1,660.4	2,262.0	1,660.4	2,262.0	

- (3) 排出水の汚染状態
変更なし

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

- (1) 縦覧期間

平成24年10月9日から平成24年10月30日まで

- (2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県西部厚生環境事務所環境管理課並びに大竹市都市環境部環境整備課